公益社団法人 全国産業資源循環連合会
役員の報酬等並びに費用に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人全国産業資源循環連合会（以下「本会」という。）の定款第３５条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、本会を主たる勤務場所とし、週３日以上出勤する者をいう。

（３）非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。

（４）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１３号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

（５）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　本会は、常勤役員に職務執行の対価として報酬を支給する。

２　常勤役員の報酬は、（別表第１）常勤役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給する。

３　役員には、役員賞与を支給しない。

４　常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ第８条に規定する退職慰労金を支給することができる。

（報酬の額の決定）

第４条　本会の常勤役員の定例報酬月額は、（別表第１）常勤役員俸給表のとおりとし、理事各々の報酬月額は俸給表のうちから、会長が理事会の承認を得て、また、監事の報酬月額は、俸給表のうちから、監事の協議により決めるものとする。

（講師及び原稿執筆謝金）

第５条　役員等が会長よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、別に定める規則に基づき講師謝金又は執筆謝金を支給することができる。

（日割計算）

第６条　新たに常勤役員になった者に対しては、その日からの報酬を支給する。

２　常勤役員が退職及び解任又は死亡したときは、その日までの報酬を支給する。

３　前２項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の総日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算することとし、当該計算において生じた円未満の端数処理については、１円に切り上げるものとする。

（報酬の支給日）

第７条 常勤役員の報酬の支給日は当月分を当月２５日とする、但し、その日が休日にあたるときは、その前日が休日でない日に繰り上げて支給する。

２　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を差し引いた残額を本人に支給する。

（退職慰労金）

第８条　退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その者の遺族に支払うことする。この場合、遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第４２条から第４５条までの規定を準用する。

２　常勤役員に対する退職慰労金は、当該役員の報酬の月額に（別表第２）「役員退職慰労金支給率表」の支給率を乗じた額とする。

　なお、退職慰労金の算定は、任期満了毎にその額を計算し、辞任時又は退任時にこれを累計した額を支給する。

３　前項にかかわらず役員としてふさわしくない行為、その他特別な事情がある場合には、理事会の承認を得て、前項により算定した額を減額することができる。

４　在職期間の算定は、委任の日から退職の日までとし、次のとおりとする。

（１）６箇月未満の端数月は切り捨て、６箇月以上は１年とする。

（２）休職期間は算入しない。

５　退職慰労金の計算において生じた百円未満の端数は、これを百円に切り上げるものとする。

（費用）

第９条　本会は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

２　常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。

（公表）

第10条　本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第２０条第１項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第11条　この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

（補則）

第12条　この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附　則

１　この規程は、公益社団法人全国産業廃棄物連合会の設立登記のあった日から施行する。

２　この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

３　この規程は、令和４年１０月１２日から施行する。

【別表1】常勤役員俸給表

＜月額＞

号俸	金額（単位は円）	号俸	金額（単位は円）
1	５００,０００	7	８００,０００
2	５５０,０００	8	８５０,０００
3	６００,０００	9	９００,０００
4	６５０,０００	１０	１,０００,０００
5	７００,０００	１１	１,１００,０００
6	７５０,０００	１２	１,２５０,０００

【別表2】役員退職慰労金支給率表

勤続年数	支給率
１年	０．７
2	１．０